

令 2 香南市監査委員告示第 5 号

令和 2 年 2 月 20 日付け 01 香南監委発第 44 号、令 2 香南市監査委員告示第 3 号により公表した定期監査結果報告書に基づき、措置を講じた旨の通知が香南市長及び香南市教育長からあったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、当該通知に係る事項を公表します。

令和 2 年 3 月 26 日

香南市監査委員	岩本 淳
同	有岡 正博
同	宮崎 晃行

令和元年度の定期監査（補助金関係）の結果に基づき、講じた措置の状況は下記のとおりです。

※原文の内容を変更しない程度に、一部校正しています。

記

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
（１）要綱の作成及び各要綱の見直しについて	
<p>補助金に関しては、香南市補助金交付規則（以下「交付規則」という。）が定められているが、市単独で補助金を支出している補助金については、企画財政課から担当課で要綱を作成する旨の指導をされている。</p> <p>今回の監査の対象となった補助金の中には、未だ要綱が作成されておらず、交付規則により運用されているものがあった。</p> <p>また、その他の補助金の中には、要綱で規定された内容が実際の運用に合っていないものも見受けられ、今一度見直しを行う必要があると思われる。</p> <p>今後は、速やかにそれぞれの補助金の内容にあった要綱の作成・改正を検討されたい。</p> <p>ア 要綱未作成の補助金 交通安全推進市民会議補助金 （防災対策課） 県中学校相撲選手権大会補助金 （学校教育課） 市体育協会補助金、市スポーツ少年団補助金（生涯学習課）</p>	<p>（防災対策課） 市単独補助金である交通安全推進市民会議補助金につきましては、速やかに補助金交付要綱を作成します。</p> <p>（学校教育課） 県中学校相撲選手権大会補助金につきましては、次年度より学校教育課から生涯学習課が主管課になり、香南市各種スポーツ大会補助金要綱にて支出予定をします。</p> <p>（生涯学習課） 生涯学習課において、市体育協会補助金、市スポーツ少年団補助金の交付要綱が未整備であったため、総務課及び企画財政課にも確認のうえ要綱案を作成し、令和２年３月１２日の教育委員会に諮り、令和２年度から適用する予定です。</p>
（２）土佐塩の道保存会香南支部補助金について（商工水産課）	
<p>当該補助金に関しては、年度内に実績報告書が提出されておらず、そのため検査調書兼確定書が未作成で、不適正な事務処理となっている。</p> <p>実績報告書については、交付規則第 14 条</p>	<p>職員に対し、香南市補助金交付規則及び香南市財務規則等、関係法令を遵守するよう指導しました。</p> <p>また、補助事業者に対し、必要書類の提出等、遅滞なく適正な事務処理を行うよう指導</p>

<p>で、「補助事業者は補助事業が完了したときは、速やかに市長に報告しなければならない。」とされており、実績報告書の検査は、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合しているかを確認するものである。</p> <p>補助金という公金を取り扱う以上、補助事業者はルールを遵守する意識が必要であり、担当課は補助事業者が適正な事務処理を行うよう指導することが必要である。</p> <p>今後は、事業完了後は補助事業者へ実績報告書の速やかな提出を求め、法令に則った適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>しました。</p> <p>香南市補助金交付規則第 17 条により、事業を実施するうえで必要と認め概算払いにより補助金を交付した場合は、香南市財務規則第 52 条第 2 項のとおり、支出命令票の支払い区分を「概算払」とするよう指示し、同条第 3 項及び第 4 項の精算票の作成に伴う検査及び検査調書兼確定書を実実に作成するなど、適正かつ正確な事務処理を行うよう指導しました。</p>
<p>(3) 恋い・めぐりあい応援事業費補助金（地域支援課）</p>	
<p>実績報告書に当該補助金要綱で規定されている添付すべき書類の一部が、事業者から提出されておらず、検査調書兼確定書は作成されているが、補助事業内容が補助金の交付決定の内容に適合しているかの確認が出来たかが判断しがたい。</p> <p>また、補助金確定通知の回議書が不存在であるため、確定通知書が作成されているか不明である。</p> <p>今後は、補助事業者から実績報告が提出された際には、書類の内容を精査し、適切な指導を行い、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>実績報告書に当該補助金交付要綱で規定されている添付すべき書類の一部が、事業者から提出されていない件につきましては、事業者から提出をいただいていたが、監査への提出が抜かっておりましたので、今後は提出時に添付書類を確認して確実に全ての書類を提出するよういたします。</p> <p>また、補助金確定通知書につきましては、作成ができておりませんでしたので、今後は補助事業者から実績報告が提出された際には、当該補助金交付要綱第 7 条に基づき確定通知書を作成し、速やかに補助事業者に通知するよういたします。</p>
<p>(4) 各種スポーツ大会選手派遣補助金について（生涯学習課）</p>	
<p>交付規則第 8 条の交付の条件の規定において、「補助事業費の 100 分の 20 を超える補助金額の増減が生じる場合においては、市長の承認を受けること。」とされている。</p> <p>当該補助金において補助事業費の実績額が 100 分の 50 や 100 分の 40 の減額となるケースが見受けられたが、同条第 2 項に規定さ</p>	<p>補助金交付事務において、補助事業費の申請額に対する実績額の増減割合を確認し抜き、本来必要な補助事業変更承認申請書の提出を求めていなかったことから、再度要綱規定を確認しチェックするよう徹底いたしました。</p> <p>今後も、要綱規定に基づきチェックしたう</p>

<p>れている「補助事業変更承認申請書」が、提出されておらず不適切な事務処理となっている。</p> <p>今後は、根拠法令に留意し、担当課としてチェック機能の強化を図り、補助対象者に適切な指導を行い、適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>えて補助対象者に適切な指導を行えるよう適切な事務処理に努めます。</p>
<p>(5) 市長杯サッカー大会補助金について (生涯学習課)</p>	
<p>当該補助金は、中学校の部と小学校の部で開催されるサッカー大会への補助金である。</p> <p>当該年度においては、中学校の部は台風のため大会が中止となっているが、実績報告書には中止となったことは記載されていなかった。また、申請時の収支予算書と実績報告書の収支決算書との内容が大きく変わっているが、その理由が示されておらず、不十分な内容の実績報告書で検査を行っている。</p> <p>今後は、補助事業者から実績報告書が提出された際には、提出書類の内容を充分精査し、必要な記載がされているか等を確認し、適切な事務処理に努められたい。</p>	<p>実績報告書の内容、予算書と決算書の乖離理由など、確認が不十分であったため、検査の重要性を再認識して確認するよう徹底いたしました。</p> <p>今後は、補助事業者から実績報告書が提出された際には、提出書類の内容を充分精査し、申請内容と実績内容で乖離がある場合には誰が見てもその理由等が把握できるように記載されているかを確認するなど、適切な事務処理に努めます。</p>
<p>(6) 香南地区少年警察ボランティア協会補助金について (生涯学習課)</p>	
<p>当該補助金については、実績報告書は提出されているが、検査調書兼確定書が作成されておらず、検査を行ったかの確認が出来なかった。</p> <p>また、検査調書兼確定書が作成されていない理由も不明確であり、不適正な事務処理となっている。</p> <p>検査は、補助事業の成果が補助金の交付決定等の内容に適合しているかを確認するものである。検査調書兼確定書については、交付規則第 15 条で、「条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めるときは、作成するものとする。」とされている。</p>	<p>担当者によると平成 30 年度の検査調書兼確定書は作成したとのことですが、現物を紛失しており管理状態が不適正であったため、事業開始より簿冊管理を徹底するよう確認しました。また、総会開催時期の遅れにより紛失発覚が遅れた面もあることから、適切な時期に開催するよう徹底しています。</p> <p>今後、検査は補助事業の成果が適合しているかを確認するために行うという基本に立ち返り、その事業の経過を含む必要書類の作成と整理をその都度行っていくことを徹底し、適切な事務処理に努めます。</p>

<p>今後は、根拠法令を遵守し、補助金検査における必要書類を作成保存し、審査内容等を明確にした事務処理に努められたい。</p>	
<p>(7) 青少年育成市民会議補助金について (生涯学習課)</p>	
<p>当該補助金においては、文書の不存在についての指摘を過去3年間続けて行っており、昨年度においては、適正な管理及び整理を行う旨の措置報告を提出しているにもかかわらず適正な事務処理がなされているとは、到底言えない状況であった。</p> <p>実績報告書の提出はされておらず、検査調査兼確定書が作成されていない。また、補助金交付伺いの回議書における決裁区分も市長まで必要にもかかわらず、課長までとなっており、補助金交付額の返還金が発生しているが、当該年度内の処理が出来ておらず、翌年度に戻入処理を行っていた。</p> <p>以上のことから、かなり不適正な事務処理であると言わざるを得ない。</p> <p>昨年度も文書の管理について、今一度、課内の管理体制を見直し、適正な整理及び管理・保存の徹底に努めることを強く望むと指摘を行い、担当課からは、「チェックシートを係で作成し、事業ごとに主担当と副担当で確認し、課内で再度チェックし、周知徹底を行った。」との措置報告が提出されたが、全課員が認識し、実行されているとは言い難い。</p> <p>再三にはなるが、課内での管理体制の見直しと全課員が根拠法令を改めて確認し、文書の適正な整理及び管理・保存の徹底に努めることを望むものである。</p>	<p>過去2年の指摘を踏まえ、適正な管理及び整理を行う旨の措置報告を提出していましたが、担当者のみで事務処理を行い複数名による定期的なチェック管理ができていなかったことから課長による定期的な確認を行うようにしました。</p> <p>担当者において、実績報告書の提出を経て検査調査兼確定書は作成していたのですが、現物を紛失しており管理状態が不適正であったことから、書類整理の先送りを改め、簿冊管理と合わせ定期的な報告とその確認を担当者だけでなく課長も含めて行うようにしました。</p> <p>また、補助金交付伺いの回議書の決裁欄に関しては、教育長以上の決裁欄に斜線が入っていたことから、読み替え規定で教育長まででよいと思い込んでいたためであり、今後は規則や規定等を再確認し適正処理に努めます。</p> <p>更に、補助金交付額の翌年度返還に関しては、当該年度処理という基本を忘れてしまったことから、今後、各支部の決算時における十分な確認も行っていきます。</p> <p>昨年度まで再三、文書の管理について、課内の管理体制の見直し、適正な整理及び管理・保存の徹底を指摘されていたものの改善に至らなかったことは、課員全員が反省し、再度、課内での管理体制、根拠法令の確認、文書の適正な整理及び管理・保存を徹底していきます。</p>